

前 金	部分払い
有	—

令和 3 年 度  
水安水施第2-4号

## 芸濃北神山浄水場第3取水流量計取替修繕

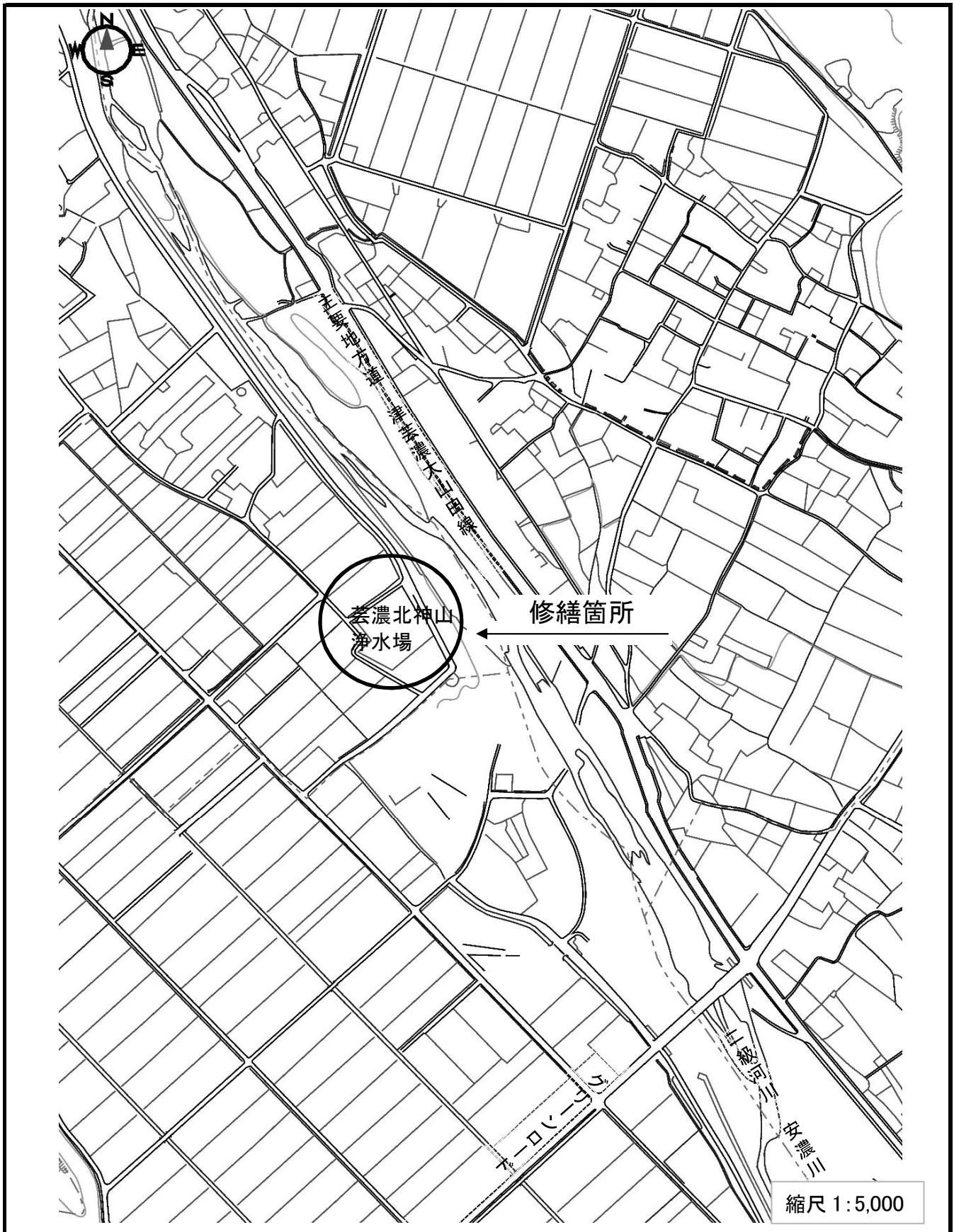
修繕仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び  
監督員の指示による。

津市上下水道事業局 安芸事業所

令和3年度	水安水施第2-4号	修 繕 設 計 書		
施工場所	津市芸濃町北神山及び安濃町栗加地内		上下水道 事業管理者	/
			水道局長	
修繕名	芸濃北神山浄水場第3取水流量計取替修繕		次 長	
			課 長	
設計額	¥ (内消費税相当額 ¥ )		検 算 者	
			担当主幹	
工 期	令和3年10月18日限り		担当副主幹	
			担 当	
支出科目	款	水道事業費用	設 計 者	
	項	営業費用		
	目	原水及び浄水費		
修 繕 の 大 要				
<p>超音波流量計 (φ150) 1組</p> <p>安芸事業所中央監視装置改造 一式</p>				

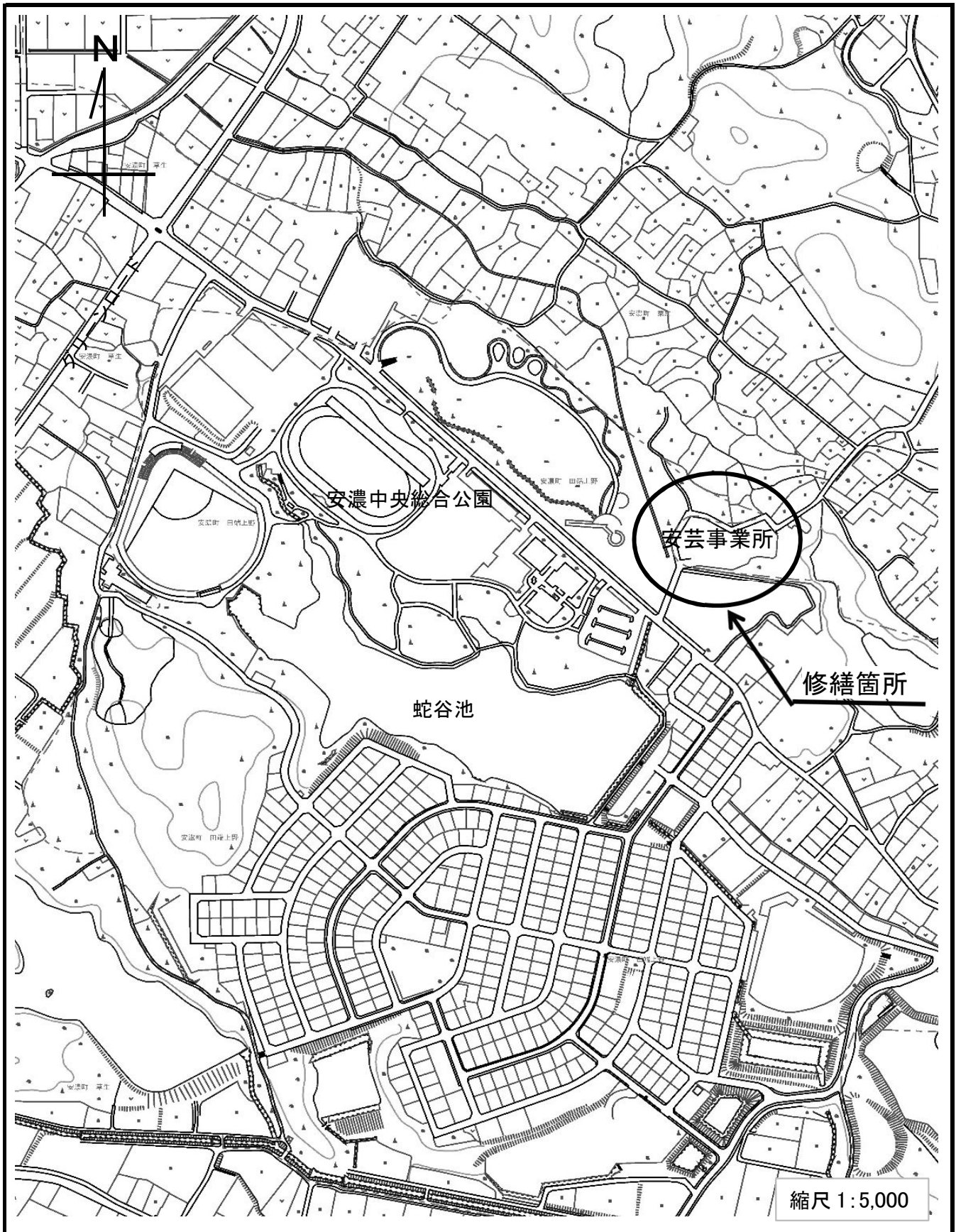
# 位置図

令和3年度水安水施第2-4号  
芸濃北神山浄水場第3取水流量計取替修繕



# 位置図

令和3年度水安水施第2-4号  
芸濃北神山浄水場第3取水流量計取替修繕



費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本修繕費							—	
	機器費			1	式	—		1号明細表のとおり
	計 (機器費)							
		直接 修繕費					—	
			材料費	1	式	—		2号明細表のとおり
			労務費	1	式	—		3号明細表のとおり
			直接経費	1	式	—		
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費					—	
			共通仮設費	1	式	—		
			現場管理費	1	式	—		
			据付間接費 (技術者)	1	式	—		
			据付間接費 (機器)	1	式	—		
		計 (間接修繕費)						
	計 (据付修繕原価)							
	計 (修繕原価)							

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
	一般管理費等			1	式	—		
	計 (修繕価格)							
	消費税等相当額			1	式	—		
本修繕費計								

# 1 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機器費				1	式	—	—	
	超音波流量計		φ150	1	組			
	直流電源		DC24	1	個			
	アイソレータ			1	個			
	計装用アレスタ			2	個			
	フロートレススイッチ			1	個			
	安芸事業所 中央監視装置改造			1	式			
計 (機器費)								

## 2 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	—	—	
	ケーブル		CVV-S 1.25sq- 4C	58.0	m			
	ケーブル		CVV 1.25sq- 4C	64.6	m			
	電線		IV2sq	58.0	m			
	ケーブル・電線類付属材料			1	式	—		
	電線管		HIVE16	3.30	m			
	電線管類付属材料			1	式	—		
	屋外ケーシング			1	個			
	水中電極		2P 1m	1	個			
	補助材料費			1	式	—		
計 (材料費)								



### 3 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	—	—	
	据付工							
		電気通信 技術者			人			
		電工			人			
		小計						
	試験工							
		電気通信 技術者			人			
	小計							
計 (直接労務 費)								

## 第1章 一般事項

### 1. 適用範囲

この仕様書は、津市上下水道事業局 の発注する次の修繕に適用する。

- 1) 修繕名 令和3年度水安水施第2-4号 芸濃北神山浄水場第3取水流量計取替修繕
- 2) 修繕場所 津市芸濃町北神山及び安濃町栗加地内

### 2. 仕様書の優先順位

仕様書の優先順位は次のとおりとする。 なお、本仕様書並びに他の設計図書に記載のない事項については、監督職員の指示による。

- 1) 本仕様書
- 2) その他公的仕様書

### 3. 関係法令等の遵守

- 1) 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規正法、労働基準法等その他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、修繕の円滑な進捗を図らなければならない。
- 2) 修繕中、受注者の不注意またはそれに類する原因により、作業員が負傷した場合、その責任は受注者が負うものとする。

### 4. 適用法令

本修繕は、設計図書に記載されていない事項及び打合せによるものを除いては、次の規格・規定・基準によるものとする。

- 1) 建設業法
- 2) 水道法
- 3) 消防法
- 4) 計量法
- 5) 労働基準法
- 6) 労働安全衛生法
- 7) 建築基準法
- 8) 三重県公共工事共通仕様書
- 9) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- 10) 電気事業法
- 11) 電気用品取締法
- 12) 内線規程
- 13) 日本電気協会内線規定

- 14) 電気規格調査会規格 ( J E C )
- 15) 日本電気工業会標準規格 ( J E M )
- 16) 日本電線工業会標準規格 ( J C S )
- 17) 日本蓄電池工業会規格 ( S B A )
- 18) 日本照明器具工業会規格 ( J I L )
- 19) 電気設備に関する技術基準を定める法令
- 20) 日本工業規格 ( J I S )
- 21) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書 ( J W W A )
- 22) 日本下水道事業団発行 (電気・機械) 設備工事一般仕様書及び標準図
- 23) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房庁営繕部)、公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (国土交通省大臣官房庁営繕部) による。
- 24) その他関係法令、条例、規格等

## 5. 承諾図書

契約後、受注者は速やかに本市監督員との打ち合わせ及び現場確認を行い、機器の製作及び修繕の施工に必要な図面を作成して、本市監督員の承諾を受けたのちに着手すること。

## 6. 写真管理

### 1) 写真の分類

#### (1) 修繕完成写真帳

修繕の主要部を同位置から着手前・施工中・完成の3種類を撮影したもの。

#### (2) 修繕施工写真

- ① 機器製作写真
- ② 現場施工写真
- ③ 材料検収写真
- ④ 品質管理写真
- ⑤ 出来形管理写真

#### (3) 工場検査写真

#### (4) 安全管理写真

### 2) 写真の撮影基準

#### (1) 提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。

又、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づいて行うものとする。

#### (2) 写真には、下記の項目を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。

- ① 修繕名
- ② 発注者名 ( 津市上下水道事業管理者 )
- ③ 施工部名

- ④ 施工内容（工種・機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

## 7. 提出書類

下記の書類を提出するものとする。書類サイズは A4 とする。

- 1) 修繕着手時に提出するもの（契約日から7日以内）
  - (1) 修繕着手届 1部
  - (2) 工程表 1部
  - (3) 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届 1部
  - (4) 工事カルテ受領書の写し（必要な場合） 1部
  - (5) 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上） 1部
  - (6) 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」  
に基づく計画書、実施書等（500万円以上） 1部
- 2) 工期内の適時に提出するもの
  - (1) 打ち合わせ議事録（修繕打合簿） 2部
  - (2) 施工計画書 1部
  - (3) 施工体制台帳の写し（必要な場合） 1部
  - (4) 建設業退職金共済制度の掛金収納書（必要な場合） 1部
  - (5) 部分下請負通知書（必要な場合） 1部
  - (6) 承諾図書 3部
  - (7) 段階確認書（随時） 1部
  - (8) 機材確認調書（材料確認調書） 1部
  - (9) 使用材料調書 1部
  - (10) 修繕履行状況報告書（毎月末）（必要な場合） 1部
  - (11) 諸官庁届出書 必要部数
  - (12) 修繕検査要求書（必要な場合） 2部
  - (13) 社内検査成績表 2部
  - (14) 安全教育・研修・訓練報告書 2部
  - (15) 危険予知活動記録書 2部
  - (16) その他必要な書類
- 3) 竣工時に提出するもの
  - (1) 完成報告書 2部
  - (2) 施工監理記録 1部
  - (3) 修繕写真帳（電子媒体共） 1部
  - (4) 修繕完成写真帳 2部
  - (5) 完成図書（電子媒体共） 3部
  - (6) その他必要な書類

## 8. 軽微な変更

軽微な変更については、本市の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に記載してないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

## 9. 機器等の保管

修繕完了までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。

なお、保管場所については、本市の監督員の指示によること。

## 10. 既設工作物の損傷

修繕において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

## 11. 環境配慮

津市は環境負荷の低減に努力しているので、修繕の施工にあたっては、この取り組みに従い環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

## 12. 排出ガス対策型建設機械の使用

本修繕において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型機械に代えて国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（三重県公共工事共通使用書 1-1-5 施工計画書（4）指定機械）の中で、（1）機種、（2）メーカー名、（3）型式、（4）台数等を記載するものとする。

## 13. 現場の管理

受注者は現地修繕開始とともに現場代理人及び主任技術者（監理技術者が必要な場合は監理技術者）を現地に常駐させ、修繕の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。

月に延べ4時間以上の安全講習を実施すること。又、常に整理・清掃を実施し、修繕完了に際しては、修繕場所の清掃を実施するものとする。

## 14. 衛生管理

修繕箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取

扱に注意すること。なお、池内及びその上部では油脂類は使用しないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないように十分注意すること。

#### 15. 交通誘導警備員の配置

受注者は、修繕期間中の安全管理のために必要に応じて交通誘導警備員を配置させ、安全対策について万全を期すること。

#### 16. 設計変更

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)(一部改正：令和2年4月)を参考とする。

(津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)

#### 17. 竣工

##### 1) 保証

保証期間は完成検査合格後2年間とし、その間における受注者の責任に帰する不良箇所が発生した場合は、早急に無償で手直しし、または、新品に取り替えるものとする。

保証書は完成図書に綴じ込むものとする。

##### 2) 予備品

施設等の維持に必要な予備品がある場合は必要量つけること。

#### 18. 疑義

1) 本仕様及び添付図面等の内容について不明な点がある場合は、本市監督員の説明を受けると。

2) その他の疑義についても、すべて本市監督員の指示によるものとする。

## 第2章 特記仕様書

### 1. 修繕の概要

本修繕は、芸濃北神山浄水場内の第3取水流量計（電磁流量計）老朽化のため新たに超音波流量計を設置するものである。また、流量計ピット内に浸水対策として電極を設置し、「ピット浸水」警報を安芸事業所に於いて監視できるよう中央監視装置の改造を行うものである。

修繕内容

- (1) 超音波流量計の設置
- (2) 安芸事業所中央監視装置改造

### 2. 機器仕様

#### (1) 超音波流量計

測定管仕様	ライニング鋼管
口 径	150mm
測定流体	井戸水
測定範囲	0～200m <sup>3</sup> /h
出力信号	DC4～20mA
計測制度	±2.0%以内
保護構造	IP67
電 源	DC24V
付 属 品	屋外用専用ケーブル 10m

#### (2) 安芸事業所中央監視装置改造

第3原水取水量計ピットに水中電極(2P)を設置、計装室の計装盤で警報及び安芸事務所に於いて「ピット内浸水」が監視(警報)できるよう中央監視装置の改造を行う。

### 3. 機器の試験・試運転調整

本修繕で設置する超音波流量計変換器の調整状況の確認を行うとともに、その結果を書面にて提出するものとする。

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工にあたっては、三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に準じて行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市建設工事執行規則により執行する。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
		<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 <input checked="" type="checkbox"/> 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
		<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
工程	施工	<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 <input type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
		<input checked="" type="checkbox"/> 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。
		<input type="checkbox"/> 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のものと、試掘調査を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。
官公庁への手続き等	官公庁への手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断了した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

（注）上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。





## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人畜に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、碎石（新材）等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。</p>
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</p>

（注）上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (共通編)

大区分	中区分	小区分 (条件及び内容)
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内に於いて、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;名札の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>主任・監理技術者</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>写真 2cm×3cm 程度</p> </div> <p>氏名 ○○ ○○            工事名 ○○○○工事            工期 自○○年○○月○○日                  至○○年○○月○○日            会社 ○○建設株式会社 印</p> </div> <p style="text-align: center;">注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。            注2) 所属会社の社印とする。</p>
	部分使用	<input type="checkbox"/> 部分使用箇所 ( ) ) <input type="checkbox"/> 部分使用時期 ( ) ) <input type="checkbox"/> 部分使用目的 ( ) )
	部分引渡し	<input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分 ( 別途説明書に記載 ) ) <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期 ( ) )
	巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。
	その他	<input type="checkbox"/>

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input type="checkbox"/> 別途工事：（ ） <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 古用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ ） <input type="checkbox"/> 工期は、舗設手続が完了後、（ ）年（ ）月（ ）日までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 古用物件名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 発注見込み時期（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> No. ～No. <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 暫有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工時期 <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別添資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 交通安全誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 交通安全誘導警備員の配置人数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 <input type="checkbox"/> 概算延べ人数：交通安全誘導警備員 A： 人 B： 人 （注：交通安全誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。 ① 交通安全誘導警備員の人数は、概算数値としているため、設計変更の対象とする。 ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通安全誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、算定作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により算定の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通安全誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 <input type="checkbox"/> 配置人員数（ ）人（うち交通安全誘導警備員A（ ）人） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通安全誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input type="checkbox"/> 交通安全誘導警備員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通安全誘導警備員の配置期間（ ） <input type="checkbox"/> 交通安全誘導警備員配置の対象工種（ ） <input type="checkbox"/> 既存施設あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 近接施設（ <input type="checkbox"/> 橋脚（ ） <input type="checkbox"/> 掘削（ ） <input type="checkbox"/> プロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <input type="checkbox"/> 制限を受ける工種（ ） <input type="checkbox"/> 制限内容（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発散作業に対する防護施設等に指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> 事故通報の発出 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受注業務事項、条件及び内容のし印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、変更が生じていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
取設備関係	<input type="checkbox"/> 取設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 転用あり <input type="checkbox"/> 兼用あり <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	( ) <input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 ( ) <input type="checkbox"/> 転用あり ( ) <input type="checkbox"/> 兼用あり ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、果が定める作業日数より標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により果の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定められた実績日数が確認できる資料を提出すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 ( ) <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 ( ) 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 ( ) に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 運搬切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルトセメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や畑溝に排水することなく、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 輸送切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 支障物件名 ( ) <input type="checkbox"/> 移動時期 ( ) <input type="checkbox"/> 防護 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり ( ) <input type="checkbox"/> 提出書類あり ( ) <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六面クローズアウト試験あり（環境告示第46号添出試験） <input type="checkbox"/> 二重床リサイクル製品利用推進条約に基づく <input type="checkbox"/> 認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 再生材の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 ( ) <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1層入当り1層体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 二重床リサイクル製品利用推進条約に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> 下層製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条約に基づき、認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 間伐材製工用ペレット・垂板・標示板)

(注) 上記受注業務事項・条件及び内容のし印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業合せ等により協議するものとする。



特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
特別監理技術者の設置	特別監理技術者の設置	□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特別監理技術者）の配置）を適用する。
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入 <input checked="" type="checkbox"/> 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	□ 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 □ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元産品を使用することに配慮すること。 □ 建設機械、機器等の借入が適当な場合は、市内本店事業者から借入すること。 □ 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。 1. 受注者の義務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者に対する労働環境を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場において適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するとき、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2. 公契約の解除等 (1) 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (2) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (3) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (4) 1から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約に於ては、別紙契約事項に違反したとき。 □ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について取組むこと。 1. 津市公契約委約施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2. 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3. 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4. 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5. 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6. 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7. 市長等が行う施策に協力すること。 □ 適用外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請人として下請する場合は、社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）を提示すること。
社会保険等未加入対策	社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	□ 適用外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請人として下請する場合は、健康保険等の加入状況 欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する事項の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	法定福利費を明記した標準見積書の活用	□ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請人及び下請人とは夏期標準必要額として適正に確保する必要があります。元請人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を元請人に働きかけること。また、二次下請に際しても同様に標準見積書の活用を努めること。（津市HP「仕事・産業・入札・契約」を参照）
暴力団等の不当介入の排除等	暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者等（以下「暴力団等」という。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するための必要な事項を定める。 1. 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等に当たり、受注者等が暴力団等による元当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。 2. 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると思われるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1. 受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。 3. 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

(注) 上記受注業務事項、条件及び内容のし印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、変更が生じていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。                      1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の方が触れる箇所の定期的な消毒、手洗いやうがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。                      2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。                      3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。                      4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。                      5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。                      6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講ずること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、変注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。                      7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。                 </p>
ワンデーレスポンス	<input type="checkbox"/> ワンデーレスポンスの実施	<p> <input type="checkbox"/> この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。                      ①ワンデーレスポンスは発注者からの疑問・相談等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかい回答を「その日のうち」にするものとする。                      なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等添えるものとし、内容によっては、関連資料を揃えた提案を含むものとする。                      2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。                      3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。                      4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。                      5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。                 </p>
その他	<input type="checkbox"/> その他	<p> <input type="checkbox"/> その他（ ）                 </p>

(注) 上記受注業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。